

大阪府キャンプ協会設立趣意書

日本において、組織キャンプのはじまりと考えられるキャンプが実施されておよそ70有余年を経るに至り、今日では青少年健全育成の最も効果的な方策として広く理解されて参りました。

アメリカで始まったこれらのキャンプは、日本においても歴史を重ね、社会が近代化されるに従って青少年活動の大きな部分を占め、さらには一般社会においても多様化しながらおおいに発展してきました。

大阪では、わが国の組織キャンプの発祥の地といわれている、大阪YMCAの南郷山で1920年に実施されたボーイズキャンプが発端となり、その後各青少年育成団体をはじめ民間諸団体、学識経験者や各行政機関等が連携協調を強めながら日本におけるキャンプ運動展開の先駆的役割を果たして参りました。

全国的には、1966年(昭和41年)に任意団体 日本キャンプ協会が発足し、キャンプの普及発展に努力されてきたのでありますが、1990年(平成2年2月)には、社団法人 日本キャンプ協会として法人化を達成しました。その間、各都府県でもキャンプ協会が相次いで発足してきております。

今日の社会情勢では、青少年健全育成をはじめ、生涯教育や環境教育等を積極的に推進するためのキャンプ活動の必要性が高まっています。大阪においても、キャンプ指導者はもとより関係団体や施設間の連携を深め、さらなるキャンプ運動の展開に寄与するため大阪府キャンプ協会を設立します。

1992年2月28日

規 約

第1章 総則

[名称]

第1条 本会は大阪府キャンプ協会と称する。

[事務局]

第2条 本会の事務局を 一般財団法人大阪府青少年活動財団（大阪市浪速区幸町2-7-3りそな・アルテ桜川ビル4階）におく。

第2章 目的と事業

[目的]

第3条 本会は大阪府内を代表するキャンプ団体として、キャンプ活動の健全な発展と普及に貢献し、キャンプ等の関係者が、その相互連携とその資質の向上を図ることを目的とする。

[事業]

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) キャンプ指導者の養成及び認定
- 2) キャンプに関する研究会、研修会及び講習会の開催
- 3) キャンプに関する調査、研究
- 4) キャンプに関する情報の収集と提供
- 5) キャンプに関する相談及び指導
- 6) キャンプ関係団体や市町村との協力及び連絡調整
- 7) 日本キャンプ協会に関する事業
- 8) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

[会員]

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の運営及び活動に参加するために入会した個人及び団体
- 2) 指導者会員 日本キャンプ協会に指導者登録をした個人
- 3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

[入会]

第6条 前条の会員になろうとする者は、別に定める申込書により会長宛申込みものとし、以下のいずれかの方法によるものとする。

- 1) 正会員 本会会長宛に入会申込みをし、会長が承認した個人及び団体
指導者会員3年以上の者
- 2) 指導者会員 日本キャンプ協会に登録県名を大阪府として指導者登録をした個人
- 3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために、本会会長宛に入会申込みをし、会長が承認した個人及び団体

[入会金及び会費]

第7条 会員は別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

[会員資格の喪失]

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届の提出をしたとき
- 2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が解散又は消滅したとき
- 3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- 4) 継続して2年以上総会に参加しないとき(表決に必要な書面又は委任状を

- 提出した場合を除く)
- 5) 除名されたとき
 - 2 指導者会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - 1) 退会届の提出をしたとき
 - 2) 本人が死亡したとき
 - 3) (公社)日本キャンプ協会の登録が抹消されたとき
 - 4) 継続して2年以上会費を滞納したとき
 - 5) 除名されたとき
 - 3 賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - 1) 退会届の提出をしたとき
 - 2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が解散又は消滅したとき
 - 3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
 - 4) 除名されたとき

[退会]

第9条 会員が退会しようとする時は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

[除名]

- 第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、理事会出席者(委任状を含まない)の3分の1以上の決議に基づいて除名することができる。その場合は、その会員に対して議決前に弁明の機会を与えなければならない。
- 1) 本会の規約に違反したとき
 - 2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
 - 2 その場合、会員は理事会に異議を申し立てることができる
 - 3 異議申し立てがあった場合、理事会は第三者を含む調査委員会を構成し、申し立て事項についての調査を命じ報告を受ける
 - 4 理事会は調査報告を受け、裁定を下す

[抛出金品の不返還]

第11条 一度納入された会費及びその他の抛出金品は、返還されないものとする。

第4章 役員

[役員]

第12条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 若干名 |
| 3) 常務理事 | 1名 |
| 4) 常任理事 | 若干名 |
| 5) 理事 | 30名以内(会長、副会長、常務理事、常任理事を含む) |
| 6) 監事 | 3名以内 |

[役員を選任]

- 第13条 会長・副会長は理事の互選により定める。
- 2 理事・監事は総会において選任する。
 - 3 常務理事・常任理事は理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
 - 4 監事は理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

[役員職務]

- 第14条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 - 3 常務理事は会務を処理する。
 - 4 常任理事及び理事は総会の決議事項に基づき会務を処理する。

5 監事は本会の財務を監査する。

[役員任期]

- 第15条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
2 補充により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第5章 会議

[会議]

- 第16条 本会に次の会議を置く。
1) 総会
2) 理事会
3) 常任理事会
4) 専門委員会

[総会]

- 第17条 総会は定期総会と臨時総会とし、正会員の5分1以上の出席をもって成立する。ただし委任状をもって出席にかえることができる。
2 総会は年1回以上開催し、会長がこれを召集し、議長をつとめる。
3 次の場合には臨時総会を開くことができる。
1) 会長が必要と認めるとき。
2) 正会員の5分の1以上の要求があったとき。
4 総会は次の事項について審議決定する。
1) 事業計画等の基本的事項に関する事
2) 予算、決算の承認に関する事
3) 役員選出等に関する事
4) 諸規定の議決に関する事
5) その他必要事項に関する事
5 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

[理事会]

- 第18条 理事会は会長、副会長、常務理事、常任理事、理事をもって構成する。
2 理事会は会長が召集し、次に掲げる事項を審議し会務を処理する。
1) 総会から委任された事項。
2) 総会を召集する時間がなく緊急を要する事項。
3) その他必要と認める事項。
3 理事会は必要に応じてその都度開催する。
4 理事会は過半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。なお可否同数のときは会長の決するところによる。

[常任理事会]

- 第19条 常任理事会は会長・副会長・常務理事及び常任理事をもって構成する。
2 常任理事会は常務理事が召集し、理事会から付託された事項を審議し会務を処理する。
3 常任理事会は必要に応じてその都度開催する。

[監事]

- 第20条 監事は本会の財務を監査し、総会に報告する。

第6章 名誉会長及び参与

[参与]

- 第21条 本会に名誉会長及び参与をおくことができる。
2 名誉会長及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
3 名誉会長及び参与は重要な事項について会長に意見を述べることができる。
4 参与は重要な事項について会長又は理事会の諮問に応じ意見を述べる。

第7章 専門委員

[専門委員]

- 第22条 本会に事業遂行のために必要な専門委員をおくことができる。
- 2 専門委員は会長が委嘱する。
 - 3 専門委員はそれぞれの専門委員会を組織する。
 - 4 専門委員会の委員長は常任理事とする。
 - 5 専門委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第8章 表彰

[表彰]

- 第23条 本会に顕著な功績のあった人を表彰することができる。
表彰は理事会の議を経て行う。

第9章 事務局

[事務局]

- 第24条 事務局に事務局長をおく。
- 2 事務局長は常務理事をもってあてる。
 - 3 事務局長はこの会の事務を処理する。

第10章 財務

[資産の構成]

- 第25条 本会の経費は次のものをもって充てる。
- 1) 会費
 - 2) 入会金
 - 3) 寄付金
 - 4) 事業収入
 - 5) その他の収入

[会計年度]

- 第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第11章 規約

[規約の変更]

- 第28条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第12章 雑則

[細則]

- 第24条 この規約の施行に必要な細則は、理事会でこれを定める。

付則

- 1 この規約は平成4年2月28日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は下記のとおりとし、任期は平成6年3月31日までとする。

- | | | | | | |
|---------|------|-------|------|------|--|
| 1) 会長 | 酒井哲雄 | | | | |
| 2) 副会長 | 鈴木富治 | 山口素直 | | | |
| 3) 常務理事 | 吉水泰彦 | | | | |
| 4) 常任理事 | 羽田野疆 | 井上都志弘 | 根来敬之 | 佐野信三 | |

- 5)理事 安達徳 畑中正一 池田寛 井上欣宏
 石田宇佐美 光在美和子 永吉宏英 中川永次
 中嶋輝雄 中村遼太郎 大堀千代治 清家昌弘
 鹿野幸枝 滝口敏行 田辺安男 山西一平
- 6)監事 松林寛 戸室常一 山内信三

- 3 3 この団体の設立当初の会計年度は、平成4年2月28日から平成5年3月31日までとする。
 付則
 付則 この規約は、平成8年5月24日から施行する。
 付則 この規約は、平成11年5月21日から施行する。
 付則 この規約は、平成21年6月7日から施行する。
 付則 この規約は、平成22年6月6日から施行する。
 付則 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

細則

大阪府キャンプ協会(以下「本会」という)規約22条により以下の細則を定める。

[日本キャンプ協会に関連する事業]

- 第1条 本会は大坂府下のキャンプ活動を代表する協会として日本キャンプ協会に加盟する。
 2 日本キャンプ協会の正会員への就任者は常任理事会で選任する。
 3 日本キャンプ協会関連事業は下記のものとする。
 1) キャンプインストラクター養成の課程認定団体に関すること。
 2) キャンプ事業に関すること

[入会金及び会費]

- 第2条 本会の会員の入会金及び会費の額は下記のとおり定める。但し、個人の所属する団体が団体会員になっているときは、その個人の入会金を免除することができる。
- | | | |
|---------------|-------|----------------|
| 1) 入会金 | 入会時 | 1,000円(個人会員のみ) |
| 2) 正会員及び指導者会員 | | |
| | 個人 年額 | 3,000円 |
| | 団体 年額 | 1口 10,000円 |
| 3) 賛助会員 | | |
| | 個人 年額 | 1口 3,000円 |
| | 団体 年額 | 1口 10,000円 |

[正会員への移行措置]

- 第3条 平成22年度、個人及び団体会員に登録している者は、正会員に移行する。

- 付則 この細則は、平成4年2月28日から適用する。
 付則 この細則は、平成8年5月24日から適用する。
 付則 この細則は平成11年5月21日から適用する。
 付則 この細則は平成18年4月1日から適用する。
 付則 この細則は平成23年4月1日から適用する。